

八王子市避難支援プラン (全体計画)

平成21年3月

八王子市

目 次

第1章 総 則	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	1
4 対象とする災害時要援護者	2
第2章 災害時要援護者情報の収集・共有	5
1 災害時要援護者の把握	5
2 災害時要援護者情報の収集	5
第3章 避難支援体制	6
1 災害時要援護者支援班の設置	6
2 関係機関との連携	6
3 避難支援者の決定	6
第4章 情報伝達等	7
1 避難に関する情報	7
2 情報伝達ルート	8
3 防災情報の周知	8
第5章 安否確認	9
1 安否確認の方法	9
2 安否情報窓口の設置	9
第6章 避難誘導及び避難所における支援	10
1 避難誘導の手段・経路等	10
2 避難所における支援	10
第7章 要援護者避難訓練の実施	12

第8章 避難支援プラン（個別計画）の作成の進め方.....	13
1 作成の推進.....	13
2 災害時要援護者の登録.....	13
3 推進体制等.....	13
4 守秘義務の確保.....	14
5 個別計画の更新.....	14
6 個別計画の管理.....	14
【別紙】 避難支援プラン（個別計画）＜例＞.....	15

第1章 総則

1 計画の目的

近年、集中豪雨や台風による風水害、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など、全国各地で大きな災害が発生している。こうした中、特に高齢者や障害者等の災害時要援護者の被災が目立っていることから、災害時要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められている。

避難支援プランは、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2 計画の位置付け

避難支援プランは、八王子市地域防災計画の災害時要援護者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。

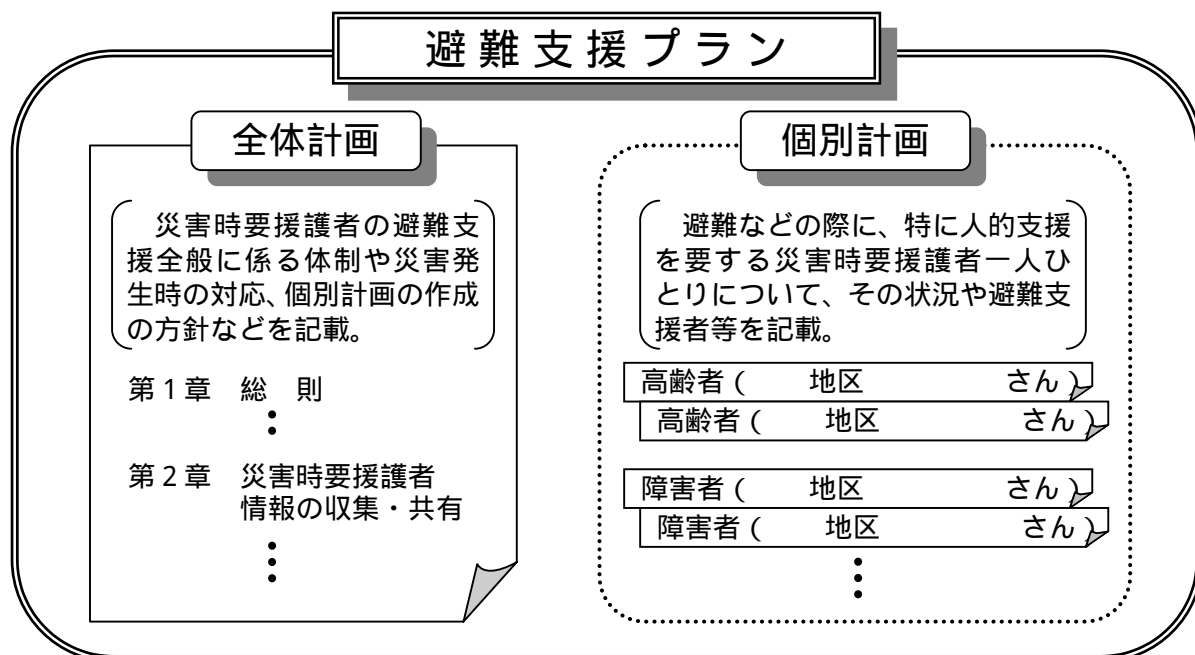
3 計画の構成

避難支援プランは、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と災害時要援護者一人ひとりのプランを定めた「個別計画」により構成する。

「全体計画」とは本プランのことを指し、ここでは災害時要援護者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別計画」とは本プランに基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者一人ひとりについて、その状況や避難支援者等を「避難支援プラン(個別計画)」により作成（登録）したものをいう。

避難支援プランの構成イメージ図



4 対象とする災害時要援護者

避難支援プランの対象者となる災害時要援護者は、八王子市地域防災計画で掲げているとおり、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次の者とする。

- ・高齢者
- ・障害者
- ・難病患者
- ・妊産婦及び乳幼児
- ・日本語に不慣れな在住外国人 等

これらの災害時要援護者の特徴や災害時のニーズ（例）は、下表のとおりとされている。

なお、避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者については、一人ひとりの支援を要する度合い等を検討し、避難支援プラン（個別計画）の作成を推進するものとする。

災害時要援護者の特徴およびニーズ（例）^(*)

区分		特徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし 高齢者	・基本的には自力で行動できるが、緊急事態等であることに気付くのが遅れる場合がある。	・災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	要介護高齢者 （寝たきり）	・食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで介助が必要であり、自力で移動できない。	・災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ・避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	・記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	・災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。

^(*) 参考：「災害時要援護者対策ガイドライン」（日本赤十字社）

身体障害者	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による認識が困難な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。 ・音声は聞こえても、ことばの意味などを理解できない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ・継続治療できなくなる傾向がある。 ・透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ・施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ・通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。 	

<p>精神障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ・自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
<p>難病患者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ・避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。 ・特殊な医療器具やその電力の確保が必要となる。
<p>乳幼児</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が低いほど、養護が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 ・被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
<p>妊産婦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
<p>外国人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供等が必要となる。 ・母国語による情報提供や相談が必要となる。

第2章 災害時要援護者情報の収集・共有

1 災害時要援護者の把握

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者の把握と町会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員、地域包括支援センター等関係機関・団体間での情報の共有が必要となる。

このため、市の各所管は通常業務等を通じて日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくものとする。

なお、これらの情報を災害時以外に庁内や関係機関・団体間で共有する場合で、本人同意を得られていない情報については、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴いて行うものとする。

2 災害時要援護者情報の収集

災害時の避難などについて、特に人的支援を要する災害時要援護者情報の収集は、次の方式により行い、避難支援プラン（個別計画）を作成（登録）していく。

また、これらの方式をより多くの災害時要援護者に周知し、避難支援プラン（個別計画）の作成（登録）を呼びかけるため、上記により市が保有する情報の活用等について検討を行う。

(1) 手上げ方式

災害時の避難支援を希望し、平常時から町会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要事項を記入し、市長に提出（登録）するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

(2) 同意方式

町会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員等と連携し、地域において支援が必要な人を把握し、登録を直接働きかける。

登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて災害時要援護者から同意を得る。

第3章 避難支援体制

1 災害時要援護者支援班の設置

市は、以下のような災害時における「災害時要援護者支援班」を設置する。

- ・位置付け：災害対策本部中、災対健康福祉部内に設置
- ・業務：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所との連携・情報共有 等

2 関係機関との連携

災害時要援護者の支援は、地域（近隣）の共助の力が重要となる。このため、市は、町会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員や地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携し、避難支援体制の構築を推進する。また、地域コミュニティや地域における要援護者支援に関する人材の育成に努めるなど、支援体制の充実を図る。

3 避難支援者の決定

避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者については、関係機関・団体と連携し、避難支援プラン（個別計画）の作成を通じて、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を定めることとする。避難支援者は、災害時要援護者本人の意向を尊重しつつ原則として複数名選出する。

なお、避難支援者の選定にあたっては、災害時要援護者本人に対し、避難支援者による支援は任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり、災害時要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

また、地域コミュニティが醸成されていない地域における避難支援者の登録制度の検討なども行う。

第4章 情報伝達等

1 避難に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合は、市は下表のとおり避難準備情報の発表や避難勧告・指示を発令することとしている。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

避難勧告等の一覧

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者 避難情報)	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて避難することもある。

2 情報伝達ルート

災害時の情報等については、市は次表のように多様な手段を講じて伝達することとしている。

情報伝達手段の一覧

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送		
広報車両等による広報		
放送事業者への情報提供による放送		
市防災情報メールの配信		
市ホームページへの掲載		
臨時広報紙の発行		

対応する機能やソフトがあれば、音声での読み上げも可能。

災害時要援護者への情報伝達は、上記に加え、避難に時間を要する場合があることや視覚障害者・聴覚障害者に対応する情報手段、外国人に対応する言語等を考慮する必要がある。

このため、災対健康福祉部及び災対市民活動推進部が中心となって、各町会・自治会や自主防災組織、地域包括支援センター、国際関係団体等の関係機関・団体のネットワークを活用し、災害時要援護者や避難支援者に対し迅速・確実に情報伝達する体制を整備するものとする

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が災害時要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

3 防災情報の周知

市が作成している防災マップや洪水ハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、市ホームページへの掲載等を行う。

また、各種マップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図るものとする。

第5章 安否確認

1 安否確認の方法

災害時要援護者の安否確認については、市は次のような手段を講じて行うこととしている。この際、各町会・自治会や自主防災組織、地域包括支援センター等の関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

確 認 方 法	避難者名簿 民生・児童委員の調査に基づく報告 障害者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告 自主防災組織の調査に基づく報告 災対健康福祉部及び関係部署の調査に基づく報告 その他関係機関の調査に基づく報告
---------	--

2 安否情報窓口の設置

市は、関係機関・団体や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、災害時要援護者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、災害時要援護者支援班に安否情報窓口を設置する。

第6章 避難誘導及び避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合は、市は安全な地域への避難誘導を行う。

この際、特に人的支援を要する災害時要援護者については、避難支援プラン（個別計画）に基づいて、市と地域住民等が連携して避難誘導を行い、それ以外の災害時要援護者については、近隣住民同士の日頃からの繋がりにより避難を促すことを基本とする。

このため、平常時から、市、町会・自治会、自主防災組織、福祉関係者等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう周知する。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、災害時要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

2 避難所における支援

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害時要援護者の避難状況に応じて仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係機関・団体、事業者と事前に協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所では、災害時要援護者の要望を把握するため、町会・自治会や自主防災組織、福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ、災害時要援護者からの相談を受け付ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性も配置するなどの配慮を行う。

さらに、避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なことから、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミッククラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、状況に応じて避難所から二次避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、関係機関・団体、事業者等と事前に協定を締結するなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

(2) 二次避難所の指定

市は、災害時要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した二次避難所をあらかじめ指定するよう努めるものとする。

指定にあたっては、把握した災害時要援護者情報をもとに、二次避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者等と事前協定を締結する。

二次避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉センターや特別支援学校、社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

二次避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を災害時要援護者を含む地域住民に周知するとともに、周辺の福祉関係者等の十分な理解を得るものとする。

第7章 要援護者避難訓練の実施

災害時要援護者が迅速かつ適切に避難を行うためには、災害時要援護者本人を含めた近隣住民同士での日頃からの繋がりや災害時要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段の防災活動だけではなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を平常時から深める必要がある。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要となる。

このため、町会・自治会や自主防災組織、福祉関係者等と連携し、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や災害時要援護者、避難支援者等が積極的に参加し、災害時要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援、二次避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。

第8章 避難支援プラン（個別計画）の作成の進め方

1 作成の推進

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、災害時要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて特に人的支援を要する災害時要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるかを、あらかじめ定めておく必要がある。

このため、市は町会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員や地域包括支援センター等の関係機関・団体の協力を得ながら、避難支援プラン（個別計画）の作成を推進する。

2 災害時要援護者の登録

避難支援プラン（個別計画）は、第2章「2 災害時要援護者情報の収集」（P5）における手上げ方式や同意方式に基づいて登録する制度により、避難などについて、特に人的支援を要する災害時要援護者一人ひとりに関して作成することを基本とする。（別紙参照）

3 推進体制等

避難支援プラン（個別計画）の作成にあたっては、市は庁内の横断的組織である「災害時要援護者対策推進会議（仮称）」を設置し、関係機関・団体の意見をはじめ広く市民の意見を聴き、次のような具体的な事項を検討しつつ推進するものとする。

個別計画を作成するために検討すべき事項

- ・ 避難支援プラン（個別計画）を作成すべき災害時要援護者の基準（年齢要件や障害の等級、支援を必要としている度合いによる段階的作成等の検討など）
- ・ 手上げ方式や同意方式の詳細な実施方法及び市域における進め方（モデル地区の指定や地域の状況に見合った作成方法の検討など）
- ・ 町会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員や地域包括支援センター等の関係機関・団体との連携のあり方
- ・ 市や避難支援に携わる者との災害時要援護者に関する基本的な情報（住所や氏名など）の共有のあり方
- ・ 要援護者に紹介できる避難支援者（候補者）の定め方（避難支援者の募集方法や決定方法の検討など。避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援者を決めておくことも必要）
- ・ 避難支援プラン（個別計画）に記載する避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等の定め方（災害時要援護者本人と避難支援者、関係機関・団体での話し合い

の方法の検討など）

- ・ 作成した避難支援プラン(個別計画)のデータ更新や管理を行うシステムの導入(地図データを活用した全体把握や災害時における迅速な情報伝達、安否確認等が行えるシステムの検討など)

4 守秘義務の確保

個別計画は、災害時要援護者本人、その家族及び市の必要最小限の関係所管のほか、避難支援者等の災害時要援護者本人が同意した者に配付する。その際には、誓約書の提出等により守秘義務を確保する。

5 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時要援護者を対象としていることから、災害時要援護者の個人情報が多く含まれている。このため、個人情報の保護に十分に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、常に最新の情報となるよう更新に努める。具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

6 個別計画の管理

個別計画の内容は、配付先とした者以外が閲覧することの無いようにするとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。

また、個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

避難支援プラン（個別計画）＜例＞

（表）

平成 年 月 日

八王子市長 殿

情報共有についての同意

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届けた下記個人情報を市が避難支援者を含む関係機関・団体に提出することを承諾します。

地区		民生委員・町会名等		TEL FAX	
災害時要援護者 < 高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他 () >					
住所				TEL FAX	
氏名	(男・女)			生年月日	インターネット(電子メール、携帯メール等)も含めた情報伝達手段
緊急時の家族等の連絡先					
氏名		続柄 ()	住所		
氏名		続柄 ()	住所		TEL
家族構成・同居状況等			居住建物の構造	木造二階建て、昭和 年着工。	
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女はいずれも結婚して他県に居住...			普段いる部屋	木造、鉄骨造、耐火造、着工時期等	
			寝室の位置		
特記事項 要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要					
緊急通報システム (あり・なし)				肢体不自由の状況、認知症の有無、必要な支援内容等。特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し、病名等を記入する必要はない。	
避難支援者					
氏名		続柄 ()	住所		
氏名		続柄 ()	住所		

（裏）

避難勧告等の伝達者・問合せ先 ××さん(自治会副会長)。なお、介護センターからも伝達予定。聴覚障害のため、FAX・直接的な伝達が必要	
その他 担当している介護保険事業者名、連絡先等	
避難所	避難所(集会所)
避難支援者宅	豪雨時等はマンホールに注意
避難支援者宅	冠水に注意
避難所の要援護者班： さん、 さん、 さん 福祉避難室：1階和室	

平成 2 1 年 3 月
八王子市生活安全部防災課
T E L 042-620-7208 (直通)
F A X 042-621-1298